

下呂市告示第 66 号

## 市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 4 年 4 月 1 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

下呂市長 山内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番 号	路 線 名	起 点 終 点	供用開始の期日
1	大島 1 号線	下呂市小坂町大島字塚中 1800 番 5 地先から 下呂市小坂町大島字川原 1341 番 1 地先まで	令和 4 年 3 月 30 日
2	大島 1 号支線	下呂市小坂町大島字上見 1346 番地先から 下呂市小坂町大島字湯ノ平 2125 番地先まで	令和 4 年 3 月 30 日
3	横田線	下呂市金山町金山字横田 2263 番 2 地先から 下呂市金山町金山字栗本 2602 番 1 地先まで	令和 4 年 3 月 30 日
4	中宮支線-4	下呂市金山町金山字東横田 2356 番 3 地先から 下呂市金山町金山字東横田 2356 番 1 地先まで	令和 4 年 3 月 30 日
5	中原東 34 号線	下呂市火打字高ヶ平 1448 番 7 から 下呂市火打字高ヶ平 1492 番 1	令和 4 年 3 月 30 日